

第1章 計画の基本的事項



Ⅰ 計画の背景と趣旨

我が国の平均寿命は、生活環境の向上や医学の進歩によってより高い水準を保っており、我が国は世界有数の長寿国となっています。

その一方で、近年は、食事や生活習慣の変化等により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や、高齢化による認知機能や身体機能の低下から起こる要介護者の増加、経済問題や人間関係を含めた深刻なストレスから引き起こされるこころの問題等、健康課題が複雑化・多様化しています。

さらに令和元（2019）年度末から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、外出自粛等、日常生活を制限せざるをえない状況が長く続きました。様々な制限は人との関わりや社会構造を変化させることとなり、心身の健康にも大きな影響を及ぼしています。

このようななか、国は令和6（2024）年度から「健康日本21（第三次）」のもと、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進を通じて、国民の健康増進の総合的な推進を図っています。また、食育の分野では、令和3（2021）年に策定した「第4次食育推進基本計画」のもと、国民の健全な食生活の実現、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のため、各主体の連携・協働を通じ、国民運動として食育が進められています。

また、兵庫県においても、年齢を問わず誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とする「兵庫県健康づくりプラン（第3次）」を策定し、「県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現」に取り組んでいます。また、食育の推進が持続可能な社会の実現に向けた礎となる取組だという認識のもと、食の安全安心の推進も含め、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「兵庫県食育推進計画（第4次）」を策定しています。

本市においても、これまでに、国や県の動向を踏まえ、平成25（2013）年に「新・にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画」「西宮市食育・食の安全安心推進計画」を策定、平成30（2018）年に中間評価を行い、健康増進、生活習慣の改善、健全な食生活の実践や食の安全安心の確保に取り組んできました。

令和6（2024）年3月末に「新・にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画」「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の計画期間が終了することに伴い、本市の現状や計画の評価、国・県における健康増進・食育を取り巻く情勢の変化を踏まえ、新たな課題に対応していくため健康増進、食育を一体的に推進していくべく、「第3次西宮市健康増進・食育推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

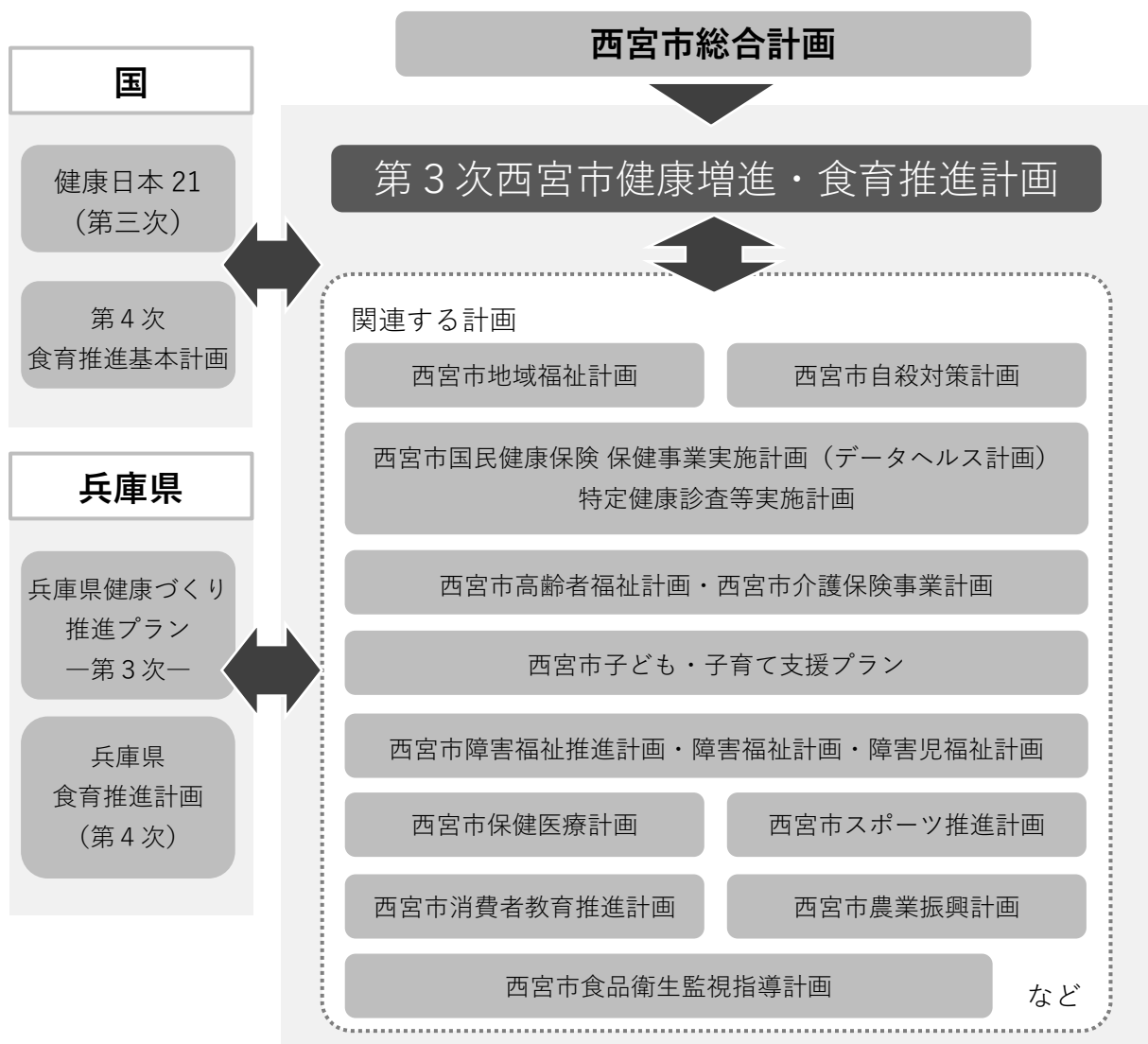
2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条の規定に基づく「市町村食育推進計画」です。市民の健康増進・食育推進を図るための基本的な事項を示すとともに、本市における「健康づくりの指針」として、市民の総合的な健康づくりを推進するためのものです。

なお、本計画は国や兵庫県の方針・目標を勘案しつつ、「西宮市総合計画」を上位計画とし、市民の健康づくり施策を推進する基本計画として位置づけます。

また、医療・保健・福祉分野をはじめとした、関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とします。
 なお、中間年である令和11（2029）年度において評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の期間

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度
国	健康日本21（第三次）											
	第4次 食育推進基本計画											
兵庫県	兵庫県健康づくり推進プラン —第3次—											
	兵庫県食育推進計画 (第4次)											
西宮市	第5次西宮市総合計画 (後期基本計画)											
	第3次西宮市健康増進・食育推進計画 【本計画】											
						中間評価						

4 計画の策定体制

(1) 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議

本計画の策定にあたり、保健・福祉・医療・教育等の関係者、学識経験者、公募委員、庁内の関係課職員で構成する「西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議」において、各領域の課題解決の方向性と今後の目標、取組についての検討を行いました。

(2) 健康と食育に関するアンケート

市民の健康に対する意識や健康づくりの実践状況等について尋ね、計画策定の基礎資料として活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

項目	健康調査	食育調査
調査対象者	西宮市在住の20歳以上の3,000人 (無作為抽出)	西宮市在住の15歳以上の3,000人 (無作為抽出)
調査期間	令和4(2022)年11月16日 ～12月5日	令和4(2022)年11月16日 ～12月5日
調査方法	郵送による調査票の配布・郵送による 調査票の回収、またはWEBでの回答	郵送による調査票の配布・郵送による 調査票の回収、またはWEBでの回答
配布数	3,000件	3,000件
有効回収数	943件	961件
有効回収率	31.4%	32.0%

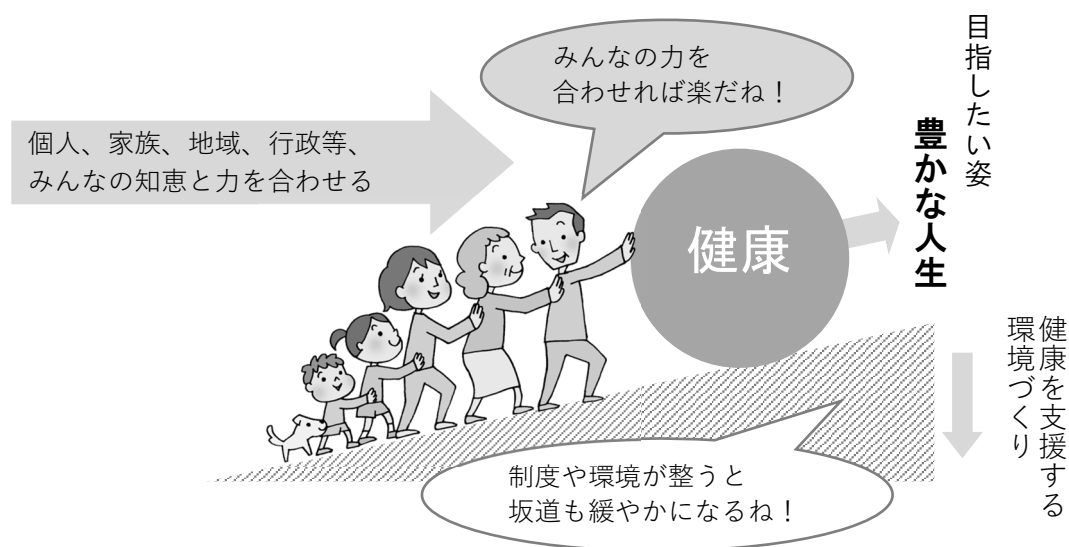
(3) 市民意見の聴取及び反映

本計画の策定にあたり、計画素案に対して市民から広く意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

5 健康づくりの考え方

健康は、周りの環境に大きく影響されるものであるため、「健康づくり」を取り組みやすくする環境をみんなで作っていくことが大切です。

そのためには、今後、健康づくりに対する意識を高めるため「みんなの知恵と力を合わせること」、そして「健康を支援する環境づくり」が重要です。個人の努力に加えて、それを支援する企業・団体・学校等の地域社会全体や地域住民の協力等、社会の力を合わせて健康なまちづくりを実現していきます。



6 健康づくりと持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、それを地域全体で支えることを目指す本市の健康づくりと一致するものです。

本計画においては、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という考え方を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、健康なまちづくりを推進します。



資料:国際連合広報センター

本計画に特に関連する SDGs 項目

